



10
乙

指定書

個人分

綴り番子
五ノ二

LION

82

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	13-1
	Ⓢ82

昭和 年 月 日

文書類索引目錄

種別 指定者指定書

索引 番號	文書番號	件名	發、受信者	日附	扱者
	總企第四号	指定者指定書(意見)1件	内閣總理大臣	三三・二・三一	
	内閣府 甲第一五号	指定者指定書(通知書)	委員長 松本	三三・二・一三	
	總務廳 甲第八号	指定者指定書(通知書)	委員長 松本 外 五十五名	三三・二・一七	
			安田武大泉	二六・八・七	

東京千代田區内幸町三丁目一番地
 株式會社整理委員會
 電話以座(新)三七八〇一二番

昭和 年 月 日

東京千代田區内幸町三丁目一番地
特殊會社整理委員會
電話掛座(5)三七八〇一二掛

索引
番號

文書番號

件

名

發、受信者

日附

扱者

索引 番號	文書番號	件	名	發、受信者	日附	扱者

昭和十一年四月十日
東京千代田區内幸町三丁目一番地
特殊會社整理委員會
電話掛座(5)三七八〇一二掛

東京千代田區内幸町三丁目一番地
特殊會社整理委員會
電話掛座(5)三七八〇一二掛

東京千代田區内幸町三丁目一番地
特殊會社整理委員會
電話掛座(5)三七八〇一二掛

控

總企第四二號

指定者指定ニ關スル意見上甲ノ件

本委員會ハ昭和二十二年二月二十日開催ノ委員總會ノ決議ニ依リ左記ノ者ヲ昭和二十一年勅令第
二百三十三號持株會社整理委員會令第一條ニ規定スル指定者トシテ指定スルコトヲ同令第四十三
條ノ規定ニ基キ本委員會ノ意見トシテ上申致シマス

昭和二十二年二月二十一日

持株會社整理委員會

委員長

笹

山

忠

夫



内閣總理大臣

吉

田

茂

殿

中	中	中	野
川	島	島	村
末	乙	知	惠
吉	末	久	二
	平	平	
鮎	中	中	野
川	島	島	村
義	忠	喜	康
介	平	代	三
		一	
	古	中	野
	河	島	村
	從	門	元
	純	吉	五
			郎

大	淺	淺	安	安	安	住	岩	岩	岩	岩	三	三	三	三	
倉	野	野	田	田	田	友	崎	崎	崎	崎	井	井	井	井	記
彦	淺	總	彦	順	楠	義	八	勝	恒	忠	高	高	高	高	
一郎	夫	一郎	太郎	子	雄	輝	秘	太郎	彌	雄	孟	周	陽	公	
大	大	淺	安	安	安	住	住	岩	岩	岩	故	三	三	三	
倉	倉	野	田	田	田	友	友	崎	崎	崎	三	井	井	井	
喜	喜	良	良	善	善	寛	吉	康	孝	彦	高	高	高	高	
雄	七	三	吉	衛	五	一	左	彌	子	彌	光	高	高	高	
	郎				郎		衛				相	高	高	高	
							門				續	高	高	高	
											人	高	高	高	
野	大	淺	安	安	安	安	住	岩	岩	岩	岩	三	三	三	
村	倉	野	田	田	田	田	友	崎	崎	崎	崎	井	井	井	
文	樂	八	善	孝			元	輝	淑	隆	久	高	高	高	
英	馬	郎	八	一	新	一	夫	彌	子	彌	彌	高	高	高	
			郎	郎								昶	遂	大	

委員長

監査委員
常務委員

監理部長
事務部長

査察部長

22.3.13

内閣閣印第一〇五號

文書録長

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

持株会社整理委員会

委員長 笹山 忠夫 殿

昭和二十二年二月二十一日付指定者指定に関する意
見上申に基いて、別紙指定者指定書を送付す
る。

内閣



内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社改定
委員会令第一條に規定する指上定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田



三井 高公

内閣閣甲第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

三井 高長

三井 高次

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田



三井 高次

三井高陽

昭和三十二年三月十三日

閣下

委員令

昭和三十二年

内閣閣甲第一〇五号

内閣閣甲第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社法
委員令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

三井 高陽



三井高修

昭和二十二年三月十三日

閣内閣甲第一〇五号

委員令第一〇五号

昭和二十二年三月十三日

内閣閣甲第一〇五号

指 定 書

内閣閣甲第一〇五号

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田



三井 高修

三井 高遂

昭和三十二年三月十三日

農林省

委員会令

昭和三十二年三月十三日

内閣閣内書

内閣閣内第一〇五号

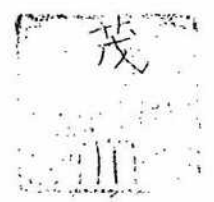
指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社改組
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

三井 高遂



三井高橋

内閣總理大臣

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、司

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣總理大臣 吉田

三井高周



三井高篤

内閣総理大臣 吉田

昭和二十二年三月十三日

勅令第二十三号

持株会社法

第三十一条

指 定 書

内閣閣甲第一〇五号

内閣閣甲第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社法

第一条に規定する指定者として、同法

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田



三井高篤

三井高瀬

内閣府大臣官房

昭和二十二年三月十三日

委員令第一〇一號

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社敷正理

第四十三條に基いて左の者を指定する

指定書

内閣閣内第一〇五号

内閣閣内第一〇五号

指定書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社敷正理

委員令第一〇一號に規定する指定者として、

第四十三條に基いて左の者を指定する

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田



三井高瀬

法律第...号

昭和二十一年三月十三日

委員令第一〇五号

昭和二十一年三月十三日

昭和二十一年三月十三日

内閣閣令第一〇五号

内閣閣令第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

三井 高 子 監



三井物産

三井物産株式会社

昭和二十二年三月十三日

勅令第二百三十三号持株会社法

委員令第一号

三井物産株式会社

内閣閣甲第一〇五号

内閣閣甲第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社法
委員令第一條に規定する指定者として、同法
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

茂

故三井高光相続人



昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日



岩崎文雄

内閣総理大臣吉田

昭和二十二年三月十三日

勅令第四百二十二号

委員会令第一号

昭和二十二年三月十三日

内閣閣内第一〇五号

内閣閣内第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣吉田

岩崎 忠雄



内閣閣甲第一。五号

内閣總理大臣 吉田

昭和二十二年三月十三日

農林部 農林省 農林省 農林省

委員令

昭和三十二年三月十三日

農林省

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指つべき者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣總理大臣 吉田



岩崎 彦彌太

内閣閣員

内閣閣員

昭和三十二年三月十三日

第四十三條

委員令

昭和三十二年三月十三日

指 定 書

内閣閣員第一。五号

内閣閣員第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

岩崎 隆彌



昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

岩崎孝子

内閣総理大臣 吉田

昭和二十二年三月十三日

委員令第一〇三三號

昭和二十二年三月十三日

内閣閣甲第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

岩崎 孝子

内閣総理大臣 吉田

岩崎 孝子



次郎 敬

内閣總理大臣 吉田

昭和二十二年三月十三日

第四十三條に基いて左の者を指定する

委員令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する

内閣總理大臣 吉田

内閣閣甲第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する

昭和二十二年三月十三日

内閣總理大臣 吉田

岩崎 淑子



内閣閣員

昭和二十一年三月十三日

内閣閣員令第一〇五号

委員令第一〇五号

昭和二十一年三月十三日

指 定 書

内閣閣員令第一〇五号

内閣閣員第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一条に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

岩崎 勝太郎

茂

出、龍、額、六、海、一

昭和三十二年三月十三日

農林省

委員会令

昭和三十二年

内閣閣令第一〇五号

内閣閣令第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社改正法
委員会令第一條に規定する指定者として、同法
第四十三條に基いて左の者を指定する

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

茂

岩崎 康彌

岩崎 輝彌

内閣總理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

昭和二十二年三月十三日

委員令第一〇五号

昭和二十二年三月十三日

指 定 書

内閣閣甲第一〇五号

内閣閣甲第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣總理大臣 吉田

岩崎 輝彌



内閣府 庶務課

内閣府庶務課長 吉田

昭和二十二年三月十三日

農林省 農林部 農林局長 吉田

農林省令第一〇三三號 農林部 農林局長 吉田

昭和三十二年三月十三日

指 定 書

内閣府 庶務課

内閣府 庶務課 第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

岩崎 八穂



内閣閣甲第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

住友 吉左衛門



大臣官印

内閣総理大臣吉田

昭和三十二年三月十三日

勅令第十三号

委員令第一号

昭和三十二年三月十三日

内閣閣内第一号

内閣閣内第一号

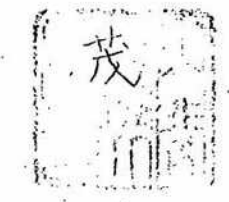
指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣吉田

住友元夫



内閣府

内閣府 庶務課 長

昭和三十二年三月十三日

漢四十三號

委員令第一〇三號

昭和三十二年三月十三日

内閣府 庶務課 長

内閣府 第一〇五号

指 定 書

昭和三十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年 三月十三日

内閣総理大臣 吉田

茂

住友 義輝

對支 漢文

內閣總理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

閣四十三號

委員會令第一號

昭和二十二年三月十三日

指 定 書

內閣閣甲第一。五号

內閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員會令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

內閣總理大臣 吉田

住友 寛一



安田

内閣総理大臣 吉田

昭和二十二年三月十六日

第四十三條に基いて左の者を指定する。

委員令第一條に規定する指定者として、同令

第二十二條に基いて左の者を指定する。

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第三百三十三号持株会社整理

委員令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

安田



内閣府

内閣総理大臣吉田

昭和二十二年三月十三日

第四十三條に基いて左の者を指定する

委員令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

指 定 書

委員令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣吉田

茂

安田 楠雄

安田善五郎

内閣総理大臣吉田

昭和二十二年三月十三日

案四十三号ニ基キテ左ノ者ヲ指定ス

委員令第一号ニ基キテ左ノ者ヲ指定ス

昭和三十二年三月十三日

計 次 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣吉田

安田善五郎



安田善五郎

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

第四十三條に基いて左の者を指定する

委員令第一條に規定する指定者として、同令

第二十一條に基いて左の者を指定する

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第三百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

安田 新



安田 順子

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一号に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

安田 順子



文部省

内閣総理大臣吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

第四十三號ニ於テモ、其ノ旨ニ依リテ、

委員会令第一號ニ變更スル旨ノ旨ニ依リテ、

昭和二十一年勅令第二十三號ノ旨ニ依リテ、

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣吉田

茂

安田 善衛



勅令

内閣総理大臣吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

第四十三號勅令

委員令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣吉田

安田孝一郎



安田彦太郎

内閣総務大臣 吉田

昭和二十二年三月十三日

案第四十三條に基いて左の者を指定する。
委員令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

計 送 書

内閣閣内甲第一。五号

内閣閣内甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総務大臣 吉田

安田彦太郎



安田 良吉

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

安田 良吉

内閣閣内第一。五号

内閣閣内第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

安田 良吉



安田善八郎

内閣総務大臣 吉田

昭和二十二年三月十三日

昭和二十二年三月十三日

委員令第一〇三三号

細則ニ依リテ法令第一〇三三号

指 定 書

内閣閣甲第一〇五号

内閣閣甲第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田



安田善八郎

内閣府入札

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

浅野 總一郎



内閣府 庶務課

内閣総務大臣 吉田

昭和二十二年三月十三日

勅令四十三號ニ基キ、イハテハ、

委員令第一號ニ於テ、

昭和二十二年勅令第二十三號ニ於テ、

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

茂

浅野 良三

内閣府

内閣総理大臣吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

勅令四十三號ニ基いて左の者を指定する

委員令第一號ニ規定する指定者として

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社法ニ

指 定 書

内閣閣甲第一。五号



内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社法整理

委員令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣吉田

茂野 八郎



昭和二十二年三月十三日

内閣総務大臣 吉田 茂

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日



大倉喜七郎

内閣総理大臣吉田 茂

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

昭和三十二年三月十三日

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣吉田

大倉喜七郎



大倉喜八郎

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

大倉喜八郎様
御座います。御座います。

委員令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

大倉 条馬



大倉 彦一

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

昭和二十二年三月十三日

委員令第一〇三三号

昭和二十二年三月十三日

指 定 書

内閣閣甲第一〇五号

内閣閣甲第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

大倉 彦一郎



大倉 喜雄

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

第四十三號ニ對シテ左ノ者ヲ指定スル

委員會令第一號ニ對シテ左ノ者ヲ指定スル

昭和二十二年令第一百三十三號ニ對シテ左ノ者ヲ指定スル

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員會令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田



大倉 喜雄



大倉 喜敏

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

昭和二十二年三月十三日

昭和二十二年三月十三日

昭和二十二年三月十三日

許 登 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田



野村 文英

野村 惠二

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

昭和二十二年三月十三日

委員会令第一〇三號

昭和二十二年三月十三日

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

野村 惠二



野村 康三

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

廣野千三郎、三浦一夫、小野の各、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

委員命令第一〇九号は、昭和二十二年三月十三日、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

野村 康三

内閣閣内第一〇五号

内閣閣内第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一〇九条に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

野村 康三



内閣閣員

内閣總理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

衆議院議長 吉田 茂

委員令第一〇五号

昭和二十二年三月十三日

内閣閣員

内閣閣員第一〇五号

内閣閣員第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣總理大臣 吉田



野村元五郎

御杯 守 謹

内閣總理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

第四十三號の書に於ては、

委員令第一号に於ては、

昭和二十二年平令第二号に於ては、

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣總理大臣 吉田



中島 知久平

中島 喜代一

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

昭和二十二年三月十三日

委員会令第一〇一號

昭和二十二年三月十三日

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田



中島 喜代一

中島 茂

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

昭和二十二年三月十三日

昭和二十二年三月十三日

昭和二十二年三月十三日

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

中島 門吉



中島 啓吉

内閣總理大臣 吉田 茂

昭和二十二年三月十三日

昭和二十二年三月十三日

委員令第一〇一號

昭和二十一年三月十三日

指 定 書

内閣閣甲第一〇五号

内閣閣甲第一〇五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣總理大臣 吉田



中島 乙末平

中島忠平

内閣総理大臣吉田 次

昭和二十二年三月十三日

勅令第四十三號ニ基キテ、右ノ者ヲ持株會社ニシテ、

委員會令第一條ニ規定スル持株會社ニシテ、

昭和二十一年勅令第二百三十三號ニ基キテ、

誅 責 書

内閣閣内第一。五号

内閣閣内第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株會社整理

委員會令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣吉田



中島忠平

中島 誠

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和三十二年三月十三日

衆議院議員 中島 誠

衆議院議員 中島 誠

昭和三十二年三月十三日

指 定 書

内閣閣甲第一。五号

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田



古河 從純

官公報

内閣總理大臣吉田 次

昭和三十二年三月十三日

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和三十二年勅令第二百三十三号持株会社救済

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社救済

委員会令第一條に規定する指定者として、同令

第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣總理大臣吉田

中川末吉





内閣閣甲第一。五号

指 定 書

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社整理
委員会令第一條に規定する指定者として、同令
第四十三條に基いて左の者を指定する。

昭和二十二年三月十三日

内閣総理大臣 吉田

鮎川 義介



内閣総理大臣 吉田 義
昭和二十二年三月十三日
鮎川 義介
持株会社整理委員会令第一條に規定する指定者として、同令第四十三條に基いて左の者を指定する。

総理府

内閣総理大臣 安田武夫

昭和二十二年八月七日

昭和二十二年八月七日
内閣府
庶務課
庶務係
庶務係長 佐藤 謙
庶務係長 佐藤 謙
庶務係長 佐藤 謙

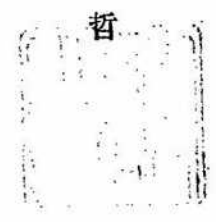
総理府甲第八二号

昭和二十一年勅令第二百三十三号持株会社社整理委員会令第一條に
規定する指定者として、同令第四十三條に基づいて左の者を指定する。

昭和二十二年八月七日

内閣総理大臣 片山 哲

安田武夫



内閣

式 印 海 夫

内閣總理大臣 片山

啓

昭和二十二年八月七日

株式会社整理委員会委員長 笹山 忠夫 殿

別紙指定者指定書を送付する。

総理府甲第八二号

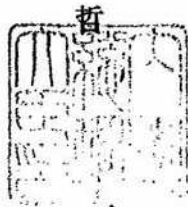
3

総理府甲第八二号

昭和二十二年八月七日

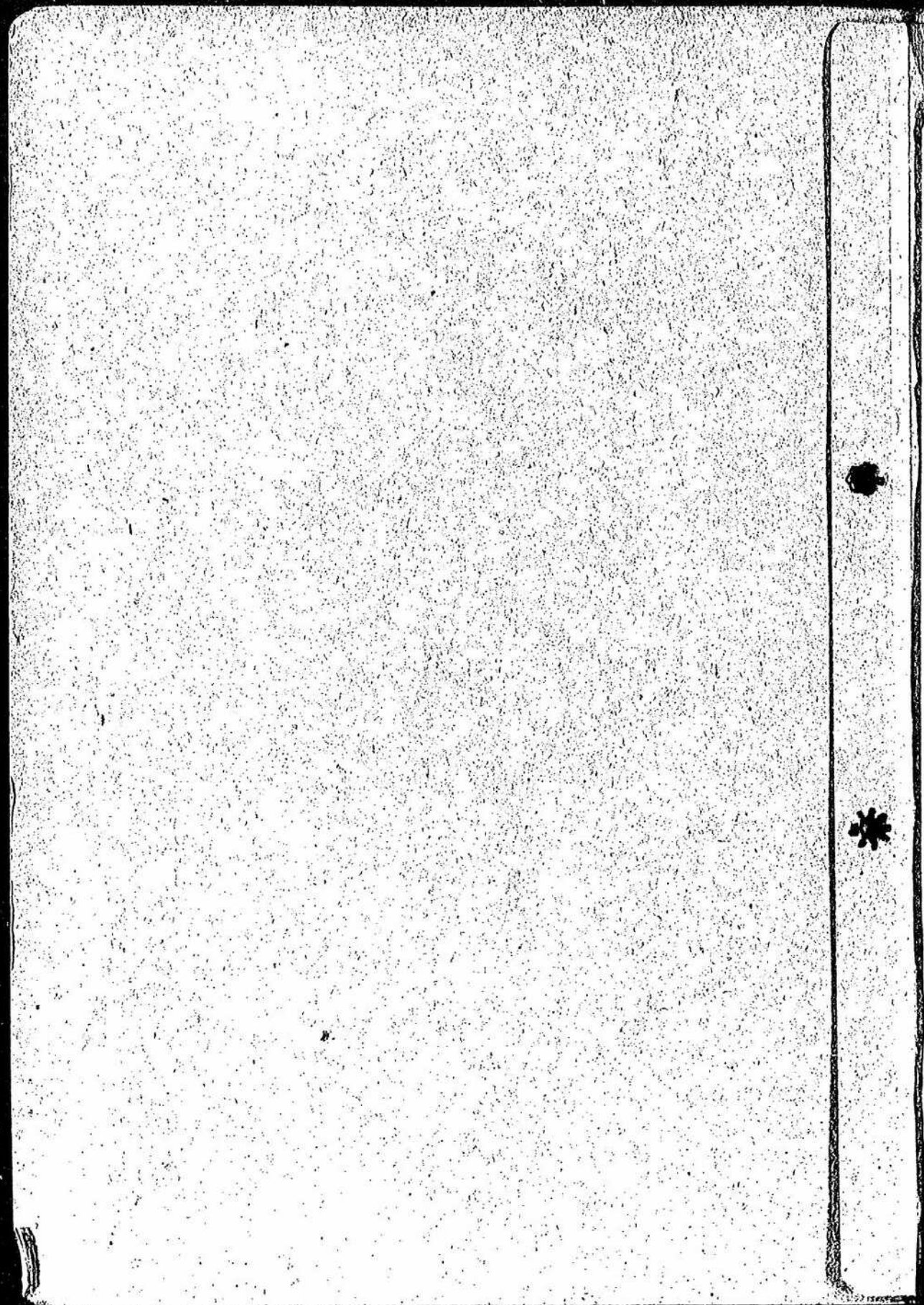
内閣總理大臣 片山

株式会社整理委員会委員長 笹山 忠夫 殿



昭和二十二年七月十八日付指定者指定に関する意見上申に基づいて、
別紙指定者指定書を送付する。

内 閣



山

...

